証券コード　7812
平成28年９月９日

株　主　各　位

静岡県浜松市東区笠井新田町676番地
株式会社クレステック
代表取締役社長　髙　林　　彰

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年９月26日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．**日　　時**　平成28年９月27日（火曜日）午前10時30分
２．**場　　所**　静岡県浜松市中区板屋町１１１－２
　オークラアクトシティホテル浜松　４階　平安の間
　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．**目的事項**
　報告事項　１．第32期（平成27年７月１日から平成28年６月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第32期（平成27年７月１日から平成28年６月30日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　定款一部変更の件
　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
　第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
　第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.crestec.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済対策や日銀のマイナス金利導入などの施策もあり、雇用環境の改善などにより個人所得や消費も緩やかな回復基調となりましたが、特に下期において急速な円高の進行や株安により先行き不透明な状況が続いております。

一方、海外経済においては、米国では着実な景気回復基調が続いており、欧州経済もやや持ち直していますが、難民問題やテロ事件の多発、英国のEU離脱問題などもあり不安材料となっております。また、中国及びその他新興国の経済の減速や、原油などの資源価格の下落などもあり、全体として景気下振れ懸念が増す状況となっています。

こうした経済状況のもと、当社グループの主要顧客である日系メーカーでは、輸送機器・情報機器や医療機器などの分野で全般的には新製品の開発も含め堅調でしたが、家電製品・デジタル製品などの電器メーカーなどでは製品の集約などもあり、全般的には縮小傾向が続きました。なお、外資系メーカーでは医薬品分野が堅調でした。

こうした状況の中、当社グループでは既存顧客との取引拡大に取り組むとともに、成長戦略でもあります医薬品・ヘルスケア製品、及び生活用品など新たな事業分野の拡大や今までの経営資源を活かした川上・川下などでの事業領域の拡大、そして既存事業における更なる深掘りを目指し事業を展開してまいりましたが、世界的な経済の鈍化や顧客事情などの影響もあり一部には本格的な稼働にはまだ時間を要する状況となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比850,681千円（5.8％）増加し、15,583,862千円となりました。

営業利益は前連結会計年度比116,717千円（17.9％）減少し533,755千円、経常利益は前連結会計年度比392,313千円（53.8％）減少し336,945千円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比194,229千円（48.7％）減少し204,451千円といずれも減益となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

イ.日本

輸送機器メーカーにおいては堅調な業績とともに、新製品の開発やモデルチェンジも活発であり、当社との取引も堅調に推移しました。情報機器メーカーにおいては、オフィス向けは業績も堅調で製品開発も順調のため、当社の深耕活動も寄与し、売上拡大となりましたが、コンシューマー向けはペーパー離れの影響もあり、全般的には低調でした。なお、医療機器・ヘルスケア製品分野のメーカーでは引き続き堅調に推移しております。しかしながら、当第４四半期で更に株安が進み、退職給付に係る年金資産の減少により退職給付費用が売上原価と販売費及び一般管理費を合わせて、当連結会計年度で、138,034千円（前連結会計年度比438.0％増）となり、更に前連結会計年度末日と比べ、円高が進んだため、為替差損が136,706千円（前連結会計年度は為替差益122,660千円）発生しております。

これらの結果、日本では、外部顧客への売上高は4,735,857千円（前連結会計年度比8.1％増）、セグメント利益は476,046千円（前連結会計年度比7.1％増）となりました。

ロ.中国地域

情報機器メーカーでは、オフィス向けは安定していましたが、中国での製造業は全般的に生産量そのものが減少傾向にあり、当社との取引も低調でした。一方で医薬品・医療機器、ヘルスケア製品分野は中国の国策もあり引き続き堅調に伸びており、当社の取引も拡大となりました。また、新たな取引として日用品分野の取引も始まっています。しかしながら、医薬品分野が華東地区で本格的な取引も始まり順調に伸びる一方、日用品分野では、華南地区にて取引開始の目途はたったものの、本格的な取引にはまだ時間を要する状況となっています。

これらの結果、中国地域では、外部顧客への売上高は3,704,600千円（前連結会計年度比1.6％減）、セグメント利益は10,792千円（前連結会計年度比76.6％減）となりました。

ハ.東南アジア地域

フィリピンやベトナムでは中国からの生産移管などにより、輸出型製造業の新規投資の生産量が引き続き増えていますが、一方インドネシアでは人件費の高騰や組合活動の活発化が起こり、タイでは政情不安や景気低迷などがあり、輸出型製造業の生産や新規投資が停滞しています。また、フィリピンでは情報機器メーカーの増産の中、順調に売上を伸ばしましたが、上期では倉庫の使用許可に時間を要したことにより、一時的な損失が発生し、下期では新規に売上を伸ばした顧客との取引で配送手配や輸送にかかる費用が想定以上に増加し収益性が悪化しました。

これらの結果、東南アジア地域では、外部顧客への売上高は5,754,382千円（前連結会計年度比12.6％増）、セグメント利益は58,630千円（前連結会計年度比74.1％減）となりました。

ニ.欧米地域

米国ではメインである輸送機器メーカーとの取引は堅調でした。更にコスト面では平成27年12月末をもって、最大の重荷であった旧事務所のリース契約も終了し、移転に伴う一時的な費用の発生もありましたが、直近単月では黒字化するなど収益性の改善が進んでいます。欧州ではメインである輸送機器やゲーム機器のメーカーが引き続き堅調だったため、当社との取引も安定的に推移しました。

これらの結果、欧米地域では、外部顧客への売上高は1,389,021千円（前連結会計年度比6.0％減）、セグメント損失は25,612千円（前連結会計年度はセグメント損失60,559千円）となりました。

セグメント別売上高

事業区分	第31期（平成27年６月期）（前連結会計年度）		第32期（平成28年６月期）（当連結会計年度）		前連結会計年度比増減	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	増減率（％）
日本	4,380	29.7	4,735	30.4	355	8.1
中国地域	3,763	25.6	3,704	23.8	△58	△1.6
東南アジア	5,111	34.7	5,754	36.9	643	12.6
欧米地域	1,477	10.0	1,389	8.9	△88	△6.0
合計	14,733	100.0	15,583	100.0	850	5.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループが実施いたしました設備投資の総額は547,080千円であり、セグメント別では、日本において43,973千円、中国地域において153,534千円、東南アジア地域において282,490千円、欧米地域において67,081千円の設備投資を実施しております。

これは主として、東南アジア地域におけるP.T.CRESTEC INDONESIA（インドネシア工場）に対する最新の印刷機の入れ替えによる生産力増強のための設備投資によるもの、及び欧米地域におけるCRESTEC USA INC.に対するオフィス移転に伴う内装の改築費用によるものであります。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社は上場にあたり、公募増資及び第三者割当増資により総額で220,800千円の払込みを受けました。また、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,088,169千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 29 期 (平成25年６月期)	第 30 期 (平成26年６月期)	第 31 期 (平成27年６月期)	第 32 期 (当連結会計年度) (平成28年６月期)
売　上　高(千円)	11,747,822	13,241,246	14,733,181	15,583,862
経　常　利　益(千円)	436,280	483,820	729,259	336,945
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	89,240	200,997	398,681	204,451
１株当たり当期純利益（円）	26.73	71.40	137.14	64.04
総　資　産(千円)	10,108,366	10,096,413	11,969,198	10,791,964
純　資　産(千円)	2,727,610	3,029,526	4,098,627	3,381,152
１株当たり純資産額（円）	812.27	881.49	1,166.34	946.66

（注）当社は、平成27年４月30日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
CRESTEC (ASIA) LTD.	1,000千HKD	直接100%	マニュアル・カートンボックスの印刷（外注）
CRESTEC INFORMATION TECHNOLOGY (SHENZHEN) LTD.	1,000千CNY	直接100	各種商材（パレットなど）の販売（外注）
CRESTEC PHILIPPINES, INC.	23,400千PHP	直接100	印刷物・カートンボックスの印刷（外注）・CD-ROMの販売（外注）
CRESTEC PRINTING (DONGGUAN) LTD.	38,547千CNY	直接100	マニュアル・カートンボックスの印刷
CRESTEC (THAILAND) CO., LTD.	26,080千THB	直接49 間接25	DTP、翻訳、CD-ROMの販売、マニュアル・カートンボックス等の印刷（外注）、キッティング
P.T.CRESTEC INDONESIA	3,000千USD	直接75 間接25	カートンボックス・マニュアルの印刷
SUZHOU CRESTEC PRINTING CO., LTD.	19,994千CNY	直接30 間接20	マニュアル等の印刷、キッティング

（注） 当事業年度の末日における特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境はリーマンショック以前は、デジタル製品の市場拡大や、日系メーカーのグローバル展開による販売対象国の増加など、製品ラインナップが増え、結果として当社グループの取り扱うマニュアルや印刷物、梱包材などの販売量が増加しました。

しかしながらリーマンショック以後は、世界景気の減退、円高やグローバルな競争環境の激化による顧客からのコストダウン要請、更にスマートフォン登場後はデジタル製品のスマートフォンへの集約化によるデジタル製品のラインナップの減少やペーパーレス化の進行によるページ数の減少などにより、特に一般消費者向けの電機メーカー向けの販売量が大きく減少しました。

このような環境の中、当社グループは、多品種小ロット対応を得意としたグローバルネットワーク体制を持つ企業グループとして、顧客からの日本基準の高い品質管理・コストダウン要請に応えるべく、工程改善などにより高い品質管理体制・価格競争力を培ってきました。

これからは、こうした過去32年の実績に基づいた信用と信頼を以て、以下に掲げる当社グループの対処すべき課題に全力で取り組んでまいります。

① グローバル展開のトラックレコードを活かした顧客の拡大

当社グループは、デジタル家電・複合機・輸送機器など日系メーカーが生産拠点を海外にシフトするに際し、ともにグローバル拠点を展開してきた実績があります。この海外進出によって、日系メーカーと長年に亘る取引を行い、更なる信用を獲得してきたと考えています。

これまではデジタル製品を中心とした日系メーカーとの取引を主としておりましたが、今後はこのような取引実績を背景に、海外メーカー及び、既に取引を開始した医薬品・医療機器メーカーや生活用品メーカーなど新たな業種の顧客との取引の拡大を更に進め、事業成長が可能な事業のポートフォリオを、他社に先立って確立していくことを目指します。

② 顧客に対するグローバルサポート体制の強化

当社グループは、マニュアルのデータ作成や翻訳を日本国内で行い、印刷工程を顧客の海外拠点の近くで行うグローバルサポート体制を構築しておりますが、業界環境が変化するに伴い、現在ではマニュアル制作の受注だけでなく、梱包材などの納入に係る取引が拡大しております。

今後は上記のように、顧客のニーズに沿ったサポートを徹底していくことを目的として、サプライチェーンの川上から川下へ進出し、サポート体制を更に強化してまいります。また、グローバル化の進行に伴って増加する可能性が高い翻訳サービスにもより一層注力してまいります。

③　多品種小ロットの対応

当社グループは、経済性が低く大手印刷業者では取り扱わない多品種小ロットの印刷発注を効率的にオペレーションする体制を築いており、少量の製品を取り扱う顧客やJIT(ジャスト・イン・タイム)で生産体制を確立している顧客にとって貴重な戦力として着実に進展してきました。

今後も多品種小ロットの発注に対応する体制を構築することによって、大手印刷業者がオペレーションできない取引を獲得し、サプライチェーンの一角として顧客に必要とされるよう事業を展開していきます。

④　専門的な技術の確立と人材の育成

当社グループの強みは多品種小ロットの印刷受注に対応できるグローバルでのサポート体制と考えておりますが、それを支える技術の確立と人材の育成は経営の最重要課題の一つと考えております。

現在、専門的な技術の確立のために、多言語翻訳の標準的な規格を策定するGALA標準規格イニシアチブ（※）や翻訳業界の技術開発をリードしている翻訳自動化ユーザー協会（Translation Automation User Society）に加入したり、人材育成のために、現場力強化のための海外研修や日本パッケージングコンテストの応募など様々な取組みを実施することで、当社グループの体制を更に強化できるよう努力しております。

※ GALA（Globalization and Localization Association）標準規格イニシアチブ：多言語翻訳の標準規格を策定し、普及を促進するための公的な試み

⑤　国内での新規ビジネスと組織再編

国内においては、既存のマニュアル制作の市場規模が縮小しており、今後もこのような傾向が継続すると予想されることから、次世代マニュアル（組込みマニュアル、タブレット端末、IoT（※１）での情報提供サービス等）、国際規格対応サポート（CEマーキング（※２）等）、教育コンテンツなどのビジネス化や、マニュアル制作システムの開発（制作

統合支援ツール、DITA（※３）化等）、マーケティング・サポートビジネス、コンサルビジネスなどへの事業領域の拡大に取り組んでまいります。

また当連結会計年度には、制作の一元管理の強化と有効的な人材活用の推進、重複していた翻訳体制の見直しなど、更なる効率化を図ってまいりました。今後も引き続き制作業務全般を精査し、付加価値業務と量産業務の切り分けを行うことで業務ごとの最適化を図り、更なる原価低減を進めてまいります。

※１ IoT（Internet of Things）：コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと

※２ CEマーキング:商品が全てのEU加盟国の基準を満たすものに付けられるマークで、EEA（欧州経済領域）やトルコ、スイスで販売する際には取得が必要となる

※３ DITA（Darwin Information Typing Architecture）：技術情報を制作・発行・配布するためのXMLに基づいたアーキテクチャ

⑥ 株主との対話・株主還元

当社グループでは、株主の皆様との対話を通じた企業価値の向上を目指しており、株主の皆様に有益な企業情報の発信やIR活動を積極的に推進していく方針です。この対話を通じて、経営方針や経営戦略についてもより分かりやすい説明を目指し、株主の皆様と当社グループとの建設的な関係を築いていきたいと考えております。

こうした方針を前提に、株主還元の内容や趣旨説明についても経営の最重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保は残しつつ、充実した株主還元を行うことが重要であると考えております。

(5) 主要な事業内容（平成28年６月30日現在）

当社グループは、当社、国内子会社㈱パセイジ他１社、海外子会社15社で構成されており、ドキュメント事業及びソリューション事業を行っています。当社グループの事業内容及び当社と関係会社に関わる位置づけは以下のとおりです。

なお、当社グループにおけるドキュメント事業の占める割合が高いため、セグメント情報については地域別の情報としております。

① 国内

当社グループは、顧客である企業の新製品に添付する取扱説明書及びメカニック向けの修理マニュアルなどのライティング（仕様書や実機等を元に製品ユーザーに向けた文章を執筆）から、イラスト作成、データ組版、翻訳、印刷などのドキュメンテーション作成に関わる業務を中心に行っております。具体的には企業の新製品に必要なドキュメント（取扱説明書、修理マニュアル、設置マニュアル等）の制作に開発段階から係わり、当社グループのドキュメントを読んだ使用者がその新製品を安全かつ分かりやすく操作できるよう、専門的な技術情報を理解しやすく説明・表現し、最終提供形態であるデータもしくは印刷物などの形あるものに変える創造性の高い業務を行っております。当社グループではこの分野を“テクニカルドキュメンテーション”と呼んでおります。なお、このテクニカルドキュメンテーションにおいて当社グループが関与しております主な製品群は下記のとおりとなります。

・デジタル製品（デジタルカメラ、ビデオ、携帯電話、ゲーム機器等）
・輸送機器（２輪車、４輪車、建機、汎用エンジン、船舶等）
・情報機器（プリンター、ファックス、コピー機、パソコン等）
・家電（洗濯機、冷蔵庫、ミシン、電子レンジ、エアコン等）
・医療機器（各種分析・検査機器）
・産業機器（産業用ロボット、工作機械等）

現在、このテクニカルドキュメンテーションのビジネスをベースに、顧客の新製品開発に際しての市場動向調査や各国の法令確認、更には、印刷の後作業である製品の梱包設計や印刷物輸送などドキュメント制作以外の周辺業務にまで業務の幅を広げ、顧客である企業へのサービスを川上から川下まで一貫してサポートしています。また、ドキュメント制作の効率化

に合わせ、原稿作成支援ソフト、翻訳支援ソフト、加えてデータ管理システムなど、顧客が自身でドキュメントの開発を行えるよう、ドキュメント作成ソフトの開発・販売にもビジネス展開を行っております。

② 海外

当社グループは、テクニカルドキュメンテーションサービスを提供する中で、海外でのサポート体制も重要な要素の一つとして考えており、昭和59年の創業時から海外への進出を行ってきました。海外において10か国に13法人、18拠点を配し、顧客の工場への部材供給（マニュアル・箱・ラベル等の印刷物、CD-ROM、パレット等）や販促活動の支援業務（広告媒体、展示会、販売代行業務等）を通じて、海外に販売拠点を持つ顧客の新製品開発・販売を支援しております。このような当社グループのグローバルのネットワークにより、日本から海外まで販売拠点を持つ顧客を当社グループ全体でサポートすることが可能となり、海外においても国内と同等の品質（信頼）でサービスを提供することができております。これらのネットワークと品質を兼ね備えたサービスが、同業他社では提供されていない細やかなサービスとなっており、当社グループの特徴となっていると考えております。

(6) 主要な事業所（平成28年６月30日現在）

①　当社

拠　点	所　在　地
本社/浜松事業所	静岡県浜松市
東京事業所	東京都港区
松本事業所	長野県松本市
名古屋事業所	愛知県名古屋市
大阪事業所	大阪府大阪市
福岡事業所	福岡県福岡市

②　連結子会社

名　称	所　在　地
株式会社パセイジ	東京都豊島区
CRESTEC (ASIA) LTD.	中国（香港）
CRESTEC INFORMATION TECHNOLOGY(SHENZHEN) LTD.	中国（深圳市）
CRESTEC PRINTING (DONGGUAN) LTD.	中国（広東省東莞市）
SUZHOU CRESTEC PRINTING CO.,LTD.	中国（江蘇省蘇州市）
CRESTEC PHILIPPINES,INC.	フィリピン共和国ビナン市
CRESTEC (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国バンコク市
P.T.CRESTEC INDONESIA	インドネシア共和国西ジャワ州ブカシ県

(7) 使用人の状況（平成28年６月30日現在）

①　企業集団の使用人の状況

地域区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
日本	357 (85) 名	1名減 (1名減)
中国地域	441 (22)	3名増 (6名減)
東南アジア地域	726 (374)	6名増 (44名増)
欧米地域	37 (13)	6名減 (6名減)
合計	1,561 (494)	2名増 (31名増)

（注）　使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
311 (82) 名	3名減 (1名減)	40.3歳	9.3年

（注）　使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,720,150千円
株式会社みずほ銀行	1,452,194
株式会社りそな銀行	681,732

（注）１．当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額20億円のコミットメントライン契約を株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行と締結しております。
なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は14億円であります。

２．当社は株式会社みずほ銀行と株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行を主幹事とするシンジケートローンを行っております。
なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は、株式会社みずほ銀行との契約については19億円、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行との契約については９億円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年６月30日現在）

①　発行可能株式総数　　11,995,600株

②　発行済株式の総数　　3,248,900株（自己株式210,630を含む）

③　単元株式数　　100株

④　株主数　　1,802名

⑤　大株主（11名）

株主名	持株数	持株比率
クレステック従業員持株会	333,100　株	10.96%
髙林　彰	330,000	10.86
名古屋中小企業投資育成株式会社	306,400	10.08
日本生命保険相互会社	162,300	5.34
鈴木　一隆	160,000	5.27
株式会社豊橋印刷社	125,000	4.11
三菱ＵＦＪキャピタル３号投資事業有限責任組合　無限責任組合員三菱ＵＦＪキャピタル株式会社	120,900	3.98
冨永　尚志	100,100	3.29
永田　進	80,000	2.63
千村　隆夫	40,200	1.32
三輪　雅人	40,200	1.32

（注）１．当社は、自己株式を210,630株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

３．持株比率は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

⑥　その他株式に関する重要な事項

イ．　平成27年７月７日を払込期日とする公募増資及び平成27年８月４日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売り出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は250,000株増加しております。

ロ．　自己株式の取得

当事業年度中につぎのとおり自己株式を取得しました。

◇決議日　：平成28年２月10日
　取得日　：平成28年３月16日
　取得株数：120,000株
　取得総額：85,521,200円
◇決議日　：平成28年５月12日
　取得日　：平成28年６月23日
　取得株数：90,600株
　取得総額：73,973,700円

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年６月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	髙林　彰	株式会社エイチエムインベストメント代表取締役社長
取締役常務執行役員	冨永　尚志	国内事業本部長
取締役執行役員	千村　隆夫	海外事業部長
取締役執行役員	三輪　雅人	管理部長 株式会社パセイジ監査役
取締役	佐藤　雅秀	佐藤雅秀公認会計士事務所所長 株式会社エフ・シー・シー社外取締役
常勤監査役	鈴木　康明	
監査役	杉山　一統	杉山法律事務所所長 株式会社エフ・シー・シー社外取締役
監査役	竹澤　隆国	竹澤公認会計士事務所所長 株式会社モランボン監査役

（注）１．取締役佐藤雅秀氏は、社外取締役であります。
２．監査役杉山一統氏及び監査役竹澤隆国氏は、社外監査役であります。
３．取締役佐藤雅秀氏及び監査役竹澤隆国氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は佐藤雅秀氏及び竹澤隆国氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く平成28年６月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。
執行役員情報技術部長　綱取　信幸
執行役員大阪事業所長　山下　洋市
執行役員SUZHOU CRESTEC PRINTING CO,.LTD.総経理　塚本　幹浩
執行役員東京事業所長　栗沢　威臣
執行役員浜松事業所長　村松　みどり
執行役員プロダクションセンター第一所長　末広　清貴
執行役員CRESTEC PHILPPINES,INC.社長　上田　一秀
執行役員CRESTEC VIETNAM CO.,LTD.社長　滝澤　富夫

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、200万円又は同法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

③　取締役及び監査役の報酬等

イ．　当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (1)	37,080千円 (2,250千円)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	11,430千円 (4,500千円)
合計 （うち社外役員）	8 (3)	48,510千円 (6,750千円)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成11年３月31日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成11年３月31日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

ロ．　当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ．　社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役佐藤雅秀氏は、佐藤雅秀公認会計士事務所所長、株式会社エフ・シー・シーの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役杉山一統氏は、杉山法律事務所所長、株式会社エフ・シー・シーの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役竹澤隆国氏は、竹澤公認会計士事務所所長、株式会社モランボンの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役　佐　藤　　雅　秀	当事業年度に開催された取締役会17回に全て出席しております。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　杉　山　　一　統	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会17回に全て出席しております。出席した取締役会及び監査役会において、主に法務等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　竹　澤　　隆　国	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会17回に全て出席しております。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,600千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

イ． 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

ロ．　処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　　３ヶ月

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

ハ．　処分理由

・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

・運営が著しく不当と認められたため。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)　業務の適正を確保するための体制

①　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役は、法令、社会規範、倫理並びに当社の行動規範である「コンプライアンス管理規程」を順守し、コンプライアンス体制を確保する。

ロ．取締役会は、定期的に取締役より職務執行の状況の報告を受けるとともに、必要な場合には、臨時取締役会において報告を受ける。

ハ．監査役は、「監査役会規程」、「監査役会スケジュール」に基づき、取締役会、その他重要な会議への出席を行うとともに、重要な決裁書類の閲覧等により、取締役会の意思決定と代表取締役の職務執行の状況について監査を行う。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、当該情報を記録し、適切に保存・管理する。

③　損失の危機の管理に関する規程その他の体制

イ．「リスクマネジメント規程」を定め、経営上のリスクに対応する。

ロ．当社グループは、リスク管理体制の基礎として、「リスクマネジメント委員会」を設置するとともに、その分科委員会として、情報セキュリティ分科委員会、コンプライアンス分科委員会、ＢＣＭ分科委員会並びに環境分科委員会を設置し、迅速かつ的確にリスクを把握し、合理的かつ有効に管理する体制を整備する。

ハ．リスクが顕在化した場合には、「リスクマネジメント規程」に従い、迅速かつ的確に対応する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、毎月行われる取締役会において、当社の経営方針及び重要な業務執行等の経営上の重要事項を決定するとともに、代表取締役及び取締役の職務執行の監督を行う。

ロ．当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、組織体制、業務分掌及び役職者職務等を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。

ハ．取締役は、予算計画に基づく目標管理を行い、業務の効率性を確保する。
ニ．役員、執行役員による経営企画会議において、経営計画の進捗管理を行う。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ．使用人は、法令、社会規範、倫理並びに当社の行動規範である「コンプライアンス管理規程」を順守し、コンプライアンス体制を確保する。
ロ．当社は、内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき業務監査を行い、使用人の職務執行の適正性を確保する。

⑥　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．当社は、「関係会社管理規程」を定め、業務の遂行にあたっては、当社と連携を図ることとし、当社の事前決裁及び報告体制について明確に定め、企業集団における業務の適正な運用を確保している。
ロ．各子会社に対しては、当社の内部監査室が、計画的に内部監査を行い、業務の適正性を検証する。

⑦　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
イ．監査役の求めに応じて、人事総務課等に所属する使用人に監査役の職務を補助させる。
ロ．監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動等については、必要な場合、監査役の意見陳述の機会を設けることにより、他の取締役等からの独立性を確保する。
ハ．監査役よりその職務の補助を要請された使用人は、監査役からの命令に関しては、取締役等の組織上の上長等の指揮命令を受けないこととし、監査役の指示の実効性を確保する。

⑧　当社の取締役等・使用人及び子会社の取締役等、使用人、監査役から当社の監査役への報告体制及び当該報告をした者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社の取締役等・使用人及び子会社の取締役等・使用人・監査役は、当社及び子会社にとって業務上重要な事項については、直ちに当社の監査役に報告する義務を負う。

ロ．監査役は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席し、意思決定の過程や職務執行に係わることにつき、必要に応じ意見・質問等を行うこととする。

ハ．監査役は、拠点長会議等、重要な会議に出席し、報告を受ける。

ニ．当社は、監査役会に報告を行った当社の取締役等・使用人及び子会社の取締役等・使用人、監査役に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役等に周知徹底する。

⑨　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払等を請求した時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、内部監査室並びに、会計監査人と、それぞれ定期的に意見交換を行うとともに、必要に応じて、独自に外部の専門家の支援を受けることが出来る。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．「クレステックリスクマネジメント方針」、「反社会的勢力対応規程」において反社会勢力への対応方針を定め、その徹底に努めております。

ロ．取引先や株主との契約書や取引約款に暴力団排除条項の導入を行い、可能な範囲内で取引状況を確認しております。

ハ．トラブルの対応責任者は管理部長とし、対応責任者は、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援し、社内体制の整備、外部研修への参加、社内研修の実施、警察及び静岡県企業防衛対策協議会と連携等を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況については、以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況について

取締役会は17回開催され、当社の経営方針及び重要な業務執行等の経営上の重要事項を決定するとともに、代表取締役及び取締役の職務執行の監督を行いました。その他、監査役会は17回、経営会議は２回、リスクマネジメント委員会は12回開催いたしました。

② 監査役の職務の執行について

監査役は、年度計画に基づき国内主要事業所並びに海外主要子会社の往査を行い、責任者、経理担当者などから聞き取りを行いました。

③ 教育・研修の実施状況について

当社の「リスクマネジメント方針」に基づき、環境、情報セキュリティー、インサイダー取引防止、反社会的勢力対応等の内部統制に関する教育・研修を実施いたしました。

④ 内部監査の状況について

内部監査計画に基づき、国内主要事業所並びに海外子会社の内部監査を実施いたしました。

４．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題の一つとして重視するとともに、将来にわたる企業の安定と発展のために内部留保を充実し、株主の皆様に対する利益を長期的に確保することが重要であると考えております。

なお、当社の剰余金配当は、期末と中間の年２回の配当実施を基本方針としつつ、配当の金額につきましては、配当性向30％以上を目標に、安定性と成長性のバランスを重視し、経営環境の変化に対応するための持続的な投資に必要な内部留保、中長期的な業績見通し及び資金状況等を総合的に勘案して業績連動型の配当を実施していく方針にあります。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化に向けて有利子負債の削減など財務体質の充実を図りながら、海外での投資や既存設備の整備など、当社経営基盤の拡充・整備等に有効に活用し、当社の競争力及び収益力の向上を図っていきます。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、期末配当は６月30日、中間配当は12月31日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができることを定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき10円とさせていただきます。すでに、平成28年３月14日に実施済みの中間配当金１株当たり10円とあわせまして、年間配当金は１株当たり20円となります。

連結貸借対照表

（平成28年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	7,940,972	流動負債	4,709,158
現金及び預金	3,025,734	支払手形及び買掛金	1,030,056
受取手形及び売掛金	2,650,466	短期借入金	1,909,346
商品及び製品	845,281	1年内返済予定の長期借入金	1,049,720
仕掛品	498,429	リース債務	73,467
原材料及び貯蔵品	249,030	未払法人税等	86,050
繰延税金資産	147,766	賞与引当金	91,609
その他	528,487	未払金	420,574
貸倒引当金	△4,224	その他	48,331
固定資産	2,850,992	固定負債	2,701,653
有形固定資産	1,991,283	長期借入金	2,359,614
建物及び構築物	520,283	リース債務	95,069
機械装置及び運搬具	1,084,157	役員退職慰労引当金	46,337
工具、器具及び備品	179,864	退職給付に係る負債	189,709
土地	206,977	その他	10,923
無形固定資産	143,256	負債合計	7,410,812
投資その他の資産	716,451	（純資産の部）	
投資有価証券	86,079	株主資本	3,308,838
退職給付に係る資産	28,254	資本金	215,400
繰延税金資産	277,214	資本剰余金	140,400
その他	330,288	利益剰余金	3,112,565
貸倒引当金	△5,385	自己株式	△159,527
		その他の包括利益累計額	△432,621
		その他有価証券評価差額金	△1,271
		為替換算調整勘定	△391,398
		退職給付に係る調整累計額	△39,951
		非支配株主持分	504,934
		純資産合計	3,381,152
資産合計	10,791,964	負債純資産合計	10,791,964

連結損益計算書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		15,583,862
売上原価		11,830,085
売上総利益		3,753,777
販売費及び一般管理費		3,220,021
営業利益		533,755
営業外収益		
受取利息	10,130	
受取配当金	216	
貸倒引当金戻入額	235	
作業くず売却益	31,816	
助成金収入	11,261	
受取地代家賃	12,099	
その他	16,849	82,610
営業外費用		
支払利息	107,147	
為替差損	158,973	
その他	13,298	279,420
経常利益		336,945
特別利益		
固定資産売却益	7,792	7,792
特別損失		
固定資産売却損	4,389	
固定資産除却損	2,373	6,762
税金等調整前当期純利益		337,975
法人税、住民税及び事業税	167,470	
法人税等調整額	△73,443	94,027
当期純利益		243,948
非支配株主に帰属する当期純利益		39,496
親会社株主に帰属する当期純利益		204,451

連結株主資本等変動計算書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	105,000	30,000	3,030,570	－	3,165,570
当連結会計年度変動額					
新株の発行	110,400	110,400			220,800
剰余金の配当			△122,456		△122,456
親会社株主に帰属する当期純利益			204,451		204,451
自己株式の取得				△159,527	△159,527
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	110,400	110,400	81,995	△159,527	143,268
当連結会計年度末残高	215,400	140,400	3,112,565	△159,527	3,308,838

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	3,362	370,820	△42,013	332,169	600,887	4,098,627
当連結会計年度変動額						
新株の発行						220,800
剰余金の配当						△122,456
親会社株主に帰属する当期純利益						204,451
自己株式の取得						△159,527
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△4,634	△762,219	2,062	△764,791	△95,952	△860,743
当連結会計年度変動額合計	△4,634	△762,219	2,062	△764,791	△95,952	△717,475
当連結会計年度末残高	△1,271	△391,398	△39,951	△432,621	504,934	3,381,152

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　16社

・主要な連結子会社の名称　CRESTEC (ASIA) LTD.
CRESTEC INFORMATION TECHNOLOGY(SHENZHEN) LTD.
CRESTEC PHILIPPINES, INC.
CRESTEC PRINTING(DONGGUAN) LTD.
CRESTEC (THAILAND)CO., LTD.
P.T.CRESTEC INDONESIA
SUZHOU CRESTEC PRINTING CO., LTD.

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　SUZHOU CRESTEC DIGITAL TECHNOLOGY CO.,LTD

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等を考慮した場合、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　SUZHOU CRESTEC DIGITAL TECHNOLOGY CO.,LTD

・持分法を適用しない理由　持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、CRESTEC INFORMATION TECHNOLOGY (SHENZHEN) LIMITED、CRESTEC PRINTING (DONGGUAN) LIMITED、ZHUHAI CRESTEC HUAGUANG ELECTRONICS TECHNOLOGY CO., LTD.、CRESTEC SYSTEM SOFTWARE (SHANGHAI)CO., LTD.、SUZHOU CRESTEC PRINTING CO., LTD.の５社を除いて全て、当社と同一であります。

上記５社の決算日は12月31日であり、連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続により決算を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

（イ）その他有価証券

・時価のあるもの　連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　総平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ たな卸資産

当社及び国内連結子会社は主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。その他の連結子会社は主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。但し、一部の連結子会社は定額法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	31～50年
	（建物附属設備は主に15年）
構築物	10～30年
機械及び装置	４～９年
工具、器具及び備品	５～６年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ　貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による算定額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社は役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、提出会社及び一部の連結子会社においては、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

提出会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、年金資産が退職給付債務を超過している場合には、超過額を退職給付に係る資産として計上しております。

なお、一部の海外連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法として、予測単位積増方式を採用しており、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤　重要なヘッジ会計の方法

イ　ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ　ヘッジ方針

主に当社の取引権限を定めた社内規程に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ　ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。なお、金額が僅少の場合は発生時に一括償却しております。

⑦　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ロ　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.5％から平成28年７月１日に開始する連結会計年度及び平成29年７月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.2％に、平成30年７月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、29.9％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は7,645千円減少し、法人税等調整額が7,646千円、その他有価証券評価差額金が0千円、それぞれ増加しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	468,217千円
建物及び構築物	101,651千円
機械装置及び運搬具	124,950千円
土地	134,022千円
計	828,841千円

② 担保に係る債務

短期借入金	115,369千円
1年内返済予定の長期借入金	760,734千円
長期借入金	1,717,592千円
計	2,593,696千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　3,266,207千円

(3) 保証債務

該当事項はありません。

(4) 受取手形割引高　299,639千円

（注）うち、電子記録債権割引高　248,948千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,998,900株	250,000株	－株	3,248,900株

（注）平成27年７月７日を払込期日とする公募増資及び平成27年８月４日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売り出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は250,000株増加しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	－株	210,630株	－株	210,630株

（注）　自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得210,600株および単元未満株式の買取り30株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年8月12日 取締役会	普通株式	89,967	30	平成27年6月30日	平成27年9月25日
平成28年2月10日 取締役会	普通株式	32,489	10	平成27年12月31日	平成28年3月14日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年8月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	30,382	10	平成28年6月30日	平成28年9月28日

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については、原則として短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日です。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、通貨オプション等を利用してリスクを軽減しています。

短期借入金及び長期借入金は、事業資金の調達を目的としたものであり、このうち一部には、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されているものがありますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを軽減することを目的とした為替予約取引等、借入金の支払金利の変動リスクをヘッジすることを目的とした金利スワップ取引です。なお、ヘッジ会計に関する事項については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要なヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び連結子会社では、営業債権について、各事業拠点が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けの金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ　市場リスク（為替や金利等に係るリスク）の管理

当社では、外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに対して、通貨オプション等を利用してリスクを軽減しています。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しています。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

当社のデリバティブ取引の実行及び管理は、取引権限を定めた社内規程に従っております。

ハ　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社では、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を適度に維持することなどにより、流動性リスクを管理しています。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2.参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	3,025,734	3,025,734	－
(2) 受取手形及び売掛金	2,650,466	2,650,466	－
(3) 投資有価証券	12,716	12,716	－
資産計	5,688,917	5,688,917	－
(1) 支払手形及び買掛金	1,030,056	1,030,056	－
(2) 短期借入金	1,909,346	1,909,346	－
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,049,720	1,049,760	40
(4) 長期借入金	2,359,614	2,359,614	－
負債計	6,348,736	6,348,778	40
デリバティブ取引	－	－	－

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

預金の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる金利で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	73,363

① 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額　946.66円

(2) 1株当たりの当期純利益　64.04円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成28年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,155,903**	**流動負債**	**3,023,886**
現金及び預金	1,416,767	買掛金	217,214
受取手形	2,958	短期借入金	1,501,000
電子記録債権	135,121	1年内返済予定の長期借入金	962,679
売掛金	903,396	リース債務	32,376
商品及び製品	88,624	未払金	82,620
仕掛品	323,829	未払費用	85,299
原材料及び貯蔵品	1,652	未払法人税等	9,839
繰延税金資産	128,069	預り金	41,094
未収入金	1,055,142	賞与引当金	91,609
その他	100,583	その他	152
貸倒引当金	△241	**固定負債**	**2,261,529**
固定資産	**2,397,919**	長期借入金	2,149,697
有形固定資産	**356,042**	リース債務	54,761
建物	130,661	役員退職慰労引当金	46,337
構築物	891	繰延税金負債	10,733
機械及び装置	12,288	**負債合計**	**5,285,416**
車両運搬具	22,567	（純資産の部）	
工具、器具及び備品	54,728	**株主資本**	**1,269,678**
土地	134,905	**資本金**	**215,400**
無形固定資産	**10,022**	**資本剰余金**	**140,400**
ソフトウエア	6,432	資本準備金	140,400
その他	3,589	**利益剰余金**	**1,073,405**
投資その他の資産	**2,031,854**	利益準備金	9,750
投資有価証券	62,716	その他利益剰余金	1,063,655
関係会社株式	898,662	繰越利益剰余金	1,063,655
関係会社出資金	905,904	**自己株式**	**△159,527**
長期前払費用	76,386	**評価・換算差額等**	**△1,271**
前払年金費用	28,254	**その他有価証券評価差額金**	**△1,271**
敷金	110,255	**純資産合計**	**1,268,406**
その他	79,775		
貸倒引当金	△5,385		
投資損失引当金	△124,715		
資産合計	**6,553,823**	**負債純資産合計**	**6,553,823**

損　益　計　算　書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,664,666**
売上原価		**3,136,590**
売上総利益		**1,528,075**
販売費及び一般管理費		**1,127,000**
営業利益		**401,074**
営業外収益		
受取利息	2,739	
受取配当金	216	
受取地代家賃	10,146	
貸倒引当金戻入額	60	
保険解約返戻金	4,316	
その他	1,446	18,924
営業外費用		
支払利息	79,700	
為替差損	136,011	
その他	5,052	220,764
経常利益		**199,234**
特別利益		
投資損失引当金戻入額	6,579	6,579
特別損失		
固定資産除却損	21	21
税引前当期純利益		**205,792**
法人税、住民税及び事業税	△1,814	
法人税等調整額	71,598	69,784
当期純利益		**136,008**

株主資本等変動計算書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	105,000	30,000	－	30,000	9,750	1,050,103	1,059,853	－	1,194,853
事業年度中の変動額									
新株の発行	110,400	110,400		110,400					220,800
剰余金の配当						△122,456	△122,456		△122,456
当期純利益						136,008	136,008		136,008
自己株式の取得								△159,527	△159,527
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	110,400	110,400	－	110,400	－	13,552	13,552	△159,527	74,825
当期末残高	215,400	140,400	－	140,400	9,750	1,063,655	1,073,405	△159,527	1,269,678

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,362	3,362	1,198,215
事業年度中の変動額			
新株の発行			220,800
剰余金の配当			△122,456
当期純利益			136,008
自己株式の取得			△159,527
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△4,634	△4,634	△4,634
事業年度中の変動額合計	△4,634	△4,634	70,190
当期末残高	△1,271	△1,271	1,268,406

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式　　総平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・時価のないもの　　総平均法による原価法

③ デリバティブ

時価法を採用しております。

④ たな卸資産

・製品、原材料、仕掛品　　主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	31年～50年
	（建物附属設備は主に15年）
構築物	10年～30年
機械及び装置	４年～９年
工具、器具及び備品	５年～６年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　　定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
④ 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。
⑤ 投資損失引当金	関係会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段……金利スワップ ヘッジ対象……借入金
③ ヘッジ方針	主に当社の取引権限を定めた内規に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
② 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	437,717千円
建物	101,651千円
土地	134,022千円
計	673,391千円

② 担保に係る債務

短期借入金	100,000千円
1年内返済予定の長期借入金	728,929千円
長期借入金	1,628,447千円
計	2,457,376千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　372,777千円

(3) 保証債務

以下の関係会社について、金融機関からの借入及びリース契約に対し債務保証を行っております。

① 金融機関からの借入に対する債務保証

CRESTEC PHILIPPINES, INC.	155,298千円
CRESTEC USA INC.	136,422千円
株式会社パセイジ	110,297千円
CRESTEC (THAILAND) CO., LTD.	93,760千円
SUZHOU CRESTEC PRINTING CO., LTD.	85,030千円
CRESTEC VIETNAM CO.,LTD.	22,749千円
計	603,556千円

② リース契約に対する債務保証

P.T.CRESTEC INDONESIA	33,811千円
CRESTEC VIETNAM CO.,LTD.	23,588千円
SUZHOU CRESTEC PRINTING CO., LTD.	3,274千円
計	60,675千円

(4) 受取手形割引高　299,639千円

(注) うち、電子記録債権割引高　248,948千円

(5) 関係会社に対する金銭債権、及び金銭債務

① 短期金銭債権　1,247,187千円

② 短期金銭債務　81,167千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	515,402千円
仕入高	391,200千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	210,630株

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金否認額	27,675千円
減価償却超過額	16,213千円
貸倒引当金繰入超過額等	111,578千円
関係会社株式評価損否認	29,399千円
投資損失引当金否認	39,372千円
繰越欠損金	106,009千円
その他	41,811千円
計	372,059千円
評価性引当額	△220,432千円
繰延税金資産合計	151,627千円
繰延税金負債	
譲渡損益調整資産	25,747千円
前払年金費用	8,525千円
有価証券評価差額金	18千円
繰延税金負債合計	34,291千円
繰延税金資産の純額	117,335千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.5%から平成28年７月１日に開始する事業年度及び平成29年７月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.2%に、平成30年７月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、29.9%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は6,289千円減少し、法人税等調整額が6,290千円、その他有価証券評価差額金が0千円、それぞれ増加しております。

７．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）（注４）	科　目	期末残高（千円）（注４）
子会社	CRESTEC (ASIA) LTD.	（所有）直接100.0%	役員の兼任	トレードマークフィーの受取（注１）	10,389	未収入金	189,672
子会社	CRESTEC PHILIPPINES, INC.	（所有）直接100.0%	役員の兼任	トレードマークフィーの受取（注１）	127,781	未収入金	325,763
子会社	CRESTEC (THAILAND) CO., LTD.	（所有）直接49.0%間接24.9%	役員の兼任	トレードマークフィーの受取（注１）	44,969	未収入金	120,121
子会社	CRESTEC USA INC.	（所有）直接100.0%	役員の兼任	当社製品の販売（注２）	58,784	売掛金	129,226
子会社	㈱エイチエムインベストメント	（所有）直接100.0%	役員の兼任	有価証券の売却（注３）	－	未収入金	189,668

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．トレードマークフィーについては、トレードマークフィー規程に基づき価額を決定しております。

２．製品の販売については、一般の取引条件と同様に決定しております。

３．売却価格は、対象となった会社の純資産等を勘案して買い手と協議により決定しております。

４．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　417.48円

(2) １株当たり当期純利益　42.60円

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２８年８月１０日

株式会社クレステック
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加山秀剛	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤智章	印

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社クレステックの平成２７年７月１日から平成２８年６月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クレステック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２８年8月１０日

株式会社クレステック
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行役員	公認会計士	加山秀剛	印
指定有限責任社員 業務執行役員	公認会計士	伊藤智章	印

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社クレステックの平成２７年７月１日から平成２８年６月３０日までの第３２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年７月１日から平成28年６月30日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年８月10日

株式会社クレステック　監査役会

常勤監査役　鈴木康明　㊞

社外監査役　杉山一統　㊞

社外監査役　竹澤隆国　㊞

以上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）　構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものです。また、これに伴い、定款の定めにより取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るものです。かかる監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

（２）　改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）　その他、上記の変更に伴う条数の変更等その他所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案の決議による定款変更の効力は、本総会の終結の時をもって生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（機関） 第４条　次の機関を置く。当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削　　除） （３）会計監査人

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（員数） 第18条　当会社の取締役は８名以内とする。	（員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は８名以内とする。
（新　　設）	２　当会社の監査等委員である取締役は４名以内とする。
（選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
２　（条文省略） ３　（条文省略）	２　（現行どおり） ３　（現行どおり）
（新　　設）	４　監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第20条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削　　除）
（新　　設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（代表取締役および役付取締役） 第21条　（条文省略） 2　取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長１名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　（現行どおり） 2　取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会の招集権者および議長） 第22条　（条文省略） 2　（条文省略） （新　　設）	（取締役会の招集権者および議長） 第22条　（現行どおり） 2　（現行どおり） 3　前２項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議方法） 第24条　（条文省略） （新　　設） 2　当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議方法） 第24条　（現行どおり） 2　前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。 3　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第25条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。	（取締役会の議事録） 第26条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
（取締役会規程） 第26条　（条文省略）	（取締役会規程） 第27条　（現行どおり）
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。
（社外取締役との責任限定契約） 第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役との責任限定契約） 第29条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第５章　監査役および監査役会	（削　　除）
（員数）	（削　　除）
第29条　当会社の監査役は、３名以内とする。	
（選任方法）	（削　　除）
第30条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
（任期）	（削　　除）
第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
（補欠監査役の選任の効力）	（削　　除）
第32条　会社法第329条第２項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	
（常勤の監査役）	（削　　除）
第33条　監査役は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会の招集通知は、会日の７日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削　　除）
（監査役会の決議） 第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　　除）
（監査役会の議事録） 第36条　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。	（削　　除）
（監査役会規程） 第37条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　　除）
（報酬等） 第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　　除）
（社外監査役との責任限定契約） 第39条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	第５章　監査等委員会
（新　　設）	（常勤の監査等委員） 第30条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　　設）	（監査等委員会の招集通知） 第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　　設）	（監査等委員会の決議方法） 第32条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ２　前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
（新　　設）	（監査等委員会規程） 第33条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第40条～第41条　（条文省略）	第34条～第35条　（現行どおり）
（報酬等） 第42条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第36条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第43条～第46条　（条文省略）	第37条～第40条　（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、「監査等委員会設置会社」へ移行し、取締役５名全員は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	髙林　彰（たかばやし　あきら） （昭和33年８月14日生）	平成元年２月　当社入社 平成14年11月　当社取締役 平成15年７月　当社取締役国内事業部長 平成21年１月　当社取締役海外事業部長 平成21年４月　当社取締役副社長 平成23年５月　株式会社エイチエムインベストメント代表取締役社長（現任） 平成23年６月　当社代表取締役社長（現任）	330,000株
2	冨永尚志（とみながひさし） （昭和46年８月11日生）	平成８年６月　当社入社 平成19年12月　当社執行役員 平成21年１月　当社執行役員国内事業部長 平成22年11月　当社取締役常務執行役員国内事業本部長（現任）	100,100株
3	千村隆夫（ちむらたかお） （昭和42年11月９日生）	平成５年３月　当社入社 平成22年９月　当社執行役員 平成24年７月　当社取締役執行役員海外事業部長（現任）	40,200株
4	三輪雅人（みわまさひと） （昭和44年２月15日生）	平成17年２月　当社入社 平成23年７月　当社執行役員 平成24年７月　当社取締役執行役員管理部長（現任） 平成25年１月　株式会社パセイジ監査役（現任）	40,200株

（注）各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 ※	すずき　やすあき 鈴木　康明 （昭和40年10月14日生）	平成元年４月　株式会社情報システムエンジニアリング入社 平成５年２月　当社入社 平成24年10月　当社常勤監査役（現任）	8,500株
2 ※	たけざわ　たかくに 竹澤　隆国 （昭和37年９月14日生）	昭和63年10月　大原簿記学校入社 平成２年10月　井上斉藤監査法人入所 平成12年８月　竹澤公認会計士事務所所長（現任） 平成24年10月　当社社外監査役（現任） 平成25年１月　株式会社モランボン監査役（現任）	2,500株
3 ※	さとう　まさひで 佐藤　雅秀 （昭和39年２月10日生）	平成４年10月　太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成17年９月　佐藤雅秀公認会計士事務所所長（現任） 平成22年６月　株式会社エフ・シー・シー社外監査役 平成27年４月　当社社外取締役（現任） 平成28年６月　株式会社エフ・シー・シー社外取締役（現任）	―

（注）１．※は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

２．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．候補者竹澤隆国氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、またすでに当社の社外監査役を３年11ヶ月務め、当社の事業内容等に精通していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．候補者佐藤雅秀氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、またすでに当社の社外取締役を１年５ヶ月務め、公正かつ客観的な立場から意見をいただいていることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

５．当社は竹澤隆国氏及び佐藤雅秀氏との間で、会社法第423条第１項に規定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、両氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該契約を継続する予定であります。また、鈴木康明氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

６．当社は竹澤隆国氏、佐藤雅秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成11年3月31日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等を除く。）と決議いただき今日に至っておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等を除く。）と定めること並びに各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額及び支給の時期等については、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）でありますが、第1号議案及び第２号議案が原案どおりに承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額20百万円以内と定めること並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額及び支給の時期等については、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第１号議案及び第３号議案が原案どおりに承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：静岡県浜松市中区板屋町１１１－２
オークラアクトシティホテル浜松　４階　平安の間
TEL 053－459－0111



交通　ＪＲ浜松駅東口（メイワン改札口）より　徒歩約3分